

坂田公認会計士事務所通信10月号

お客様各位

平成22年10月1日

10月に入り、秋の気配がしてきました。私の住む三田では、稲刈りの真っ最中です。

皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の事務所通信は下記の3項目についてまとめました。

1. 融資対策～中小企業金融円滑化法への対応にご注意
2. シリーズ税制改正～グループ法人税制対策を利用した節税策その2
3. 9月からの年金改正

1. 融資対策～中小企業金融円滑化法への対応にご注意

昨年12月に施行された中小企業金融円滑化法により、返済猶予などの貸出条件の緩和を受けた中小企業が注意しなければならないことがあります。

貸出条件の緩和を受ける条件として、1年以内に実行可能な経営改善計画を提出することがあり、この法律の施行と同時に申込をした企業は今年中に事業計画の提出が必要となるのです。

金融機関を納得させる経営改善計画を急いで作成するには、財務の専門家の力を借りることが手っ取り早いのです。

2. シリーズ税制改正～グループ法人税制対策を利用した節税策その2

いよいよ、10月1日からグループ法人税制が全面適用されます。そこで、グループ法人税制を利用した節税策その2を考えました。

グループ法人税制の目玉の一つとして、適格現物分配があります。

この適格現物分配とは、グループ法人との間での配当を金銭以外で行うものであり、今回の改正により、帳簿価額で分配が行われたものと扱われるのです。

例えば、子会社が業績不振の親会社を救済するため、所有している土地の売却を検討しています。この土地は昔から所有しているため、帳簿価額が1千万円に対して、時価は1億円とします。

従来のは扱いは、子会社がこの土地を売却して資金化した際に、売却益9千万円（1億円－1千万円＝9千万円）に対して、税金が掛っていました。

ところが、今回の改正により、子会社から親会社に帳簿価額の1千万円で配当することが認められ、その後、親会社がこの土地を1億円で売却すると、売却益9千万円は親会社で課税されるのです。もし親会社で9千万円以上の欠損金があるなら、税金は掛らないのです。

つまり、グループ法人間での所得の移転が認められようになったのです。

グループ法人税制の目的は、決してグループ会社間での損益調整を防止することだけでなく、むしろ、グループを一体とみなし、グループとしての経済活動を支援することにあるのです。

3. 9月からの年金改正

9月から厚生年金が一部改正されました。

65歳までの継続雇用が進んでいますが、60歳定年と同時に再雇用されると、再雇用後の給料を下げるケースが多いと思います。これは、雇用契約変更により、給料を引き下げるといふ会社側の効果と、従業員は厚生年金の

坂田公認会計士事務所通信10月号

減額を避けるということが可能なためです。

その際、給料が下がったので、年金事務所に届を出せば通常は 4 カ月後に減額されていた社会保険料が翌月から減額されることはご存知かと思います。

今回の改正は、定年に限らず定年前での再雇用も保険料減額の対象となりました。これについては年金事務所からの通知が来ていると思いますが、実はもう一つ大事なことがあるのです。

従業員の厚生年金の減額を、この届出で減らせるのです。

働きながら受給する在職年金は給料が 47 万円を超えると支給停止になるのですが、給料が減額されれば減額された年金は支給されます。そのため、早めに届を出すことで年金減額を避けることができるのです。

実は先の通知にはそこまでは書かれていません。得する方法は自分で考えてということでしょうか。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>